

特定生産緑地の指定申出の受付を開始しました

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響により特定生産緑地の指定申出の受付を延期していましたが、感染対策に配慮しながら受付を開始しましたので、お知らせします。

また、特定生産緑地の指定に関する説明会を追加で開催します。

本市内の約 8 割の生産緑地は、令和 4 年に都市計画決定から 30 年が経過します。

生産緑地は都市計画決定から 30 年が経過すると、所有者はいつでも市に買取りを申し出ることが可能となり、大量の農地が宅地に転換され、都市農地が減少する可能性があります。

そこで、本市では都市農地の保全に向け、買取り申出の時期を 10 年間延期できる特定生産緑地制度の活用が進むよう取組を行っているところです。

■ 特定生産緑地の指定申出の受付

1 受付方法

(1) 郵便による受付

送付先：都市計画課

(2) 窓口による受付

- 令和 3 年 1 月 14 日(木)から 2 月 9 日(火)までの間

日時：生産緑地のある地区ごとに指定した日時(計 1 1 日間)

場所：相模原市役所会議室棟 2 階第 9 会議室

- 令和 3 年 2 月 10 日(水)以降

日時：平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

場所：都市計画課(相模原市役所第 1 別館 4 階)

2 受付期限 都市計画決定から 30 年を経過する年度の前年度末まで

■ 特定生産緑地の指定に関する説明会

1 主 催 J A 相模原市と本市による共催

2 対 象 生産緑地所有者のうち、令和 2 年 2 月の説明会に出席できなかった人

3 主な内容 ・ 特定生産緑地制度と税制措置

- ・ 指定スケジュール
- ・ 生産緑地の貸借 など

4 日程・会場 令和2年12月21日(月)
10:30～、14:00～ (1時間程度)
JA相模原市本店5階会議室

生産緑地地区とは

1 趣旨

市街化区域内において、緑地や防災上の空地などの役割を持っている農地等を保全するために、一定の要件を満たす農地等を生産緑地地区として都市計画に定めるものです。

2 現状

現時点で826箇所、約120.8ヘクタールを都市計画決定しており、このうち約8割が令和4年に決定から30年を迎えます。

特定生産緑地とは

1 背景

平成28年5月に都市農業振興基本法に基づく「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、これまでの「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地を、都市に「あるべきもの」ととらえることが明確化されました。

それらを受け、平成29年5月には、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布され、平成30年4月1日に特定生産緑地制度が施行されました。

2 趣旨

生産緑地は、都市計画決定から30年が経過する日以後、所有者はいつでも市に買取り申出が可能となり、都市計画上、不安定な状態に置かれることとなります。また、固定資産税等の税制措置が適用されなくなります。

このため、30年が経過する日が近く到来する生産緑地について、所有者の意向を踏まえ、市が「特定生産緑地」として指定することで、買取り申出が可能となる時期を10年延期し、税制措置が継続されます。

これにより、引き続き生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成が図られることが期待されます。



問い合わせ先
都市計画課
電話（直通）042-769-8247
対応責任者 加藤、林